

世羅町建設工事最低制限価格・低入札調査基準価格設定基準

1 設定方法

最低制限価格 【請負対象設計金額 3 億円未満の工事】

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額とする。

直接工事費の 97%

共通仮設費の 90%

現場管理費の 90%

一般管理費の 68%

- ・上記の各計算において、端数処理は行わない。
- ・最低制限価格は、予定価格の 75% から 92% の間で設定する。
- ・最低制限価格に 10 万円未満の端数があるときは、その端数を切捨てる。

ただし、解体工事及び上記により最低制限価格が算出できない工事（諸経費一式工事等）は、予定価格の 75% とする。（1,000 円未満の端数は切上げ。）

低入札調査基準価格 【請負対象設計金額 3 億円以上及び総合評価落札方式による工事】

低入札調査基準価格は次に掲げる額の合計額とする。

直接工事費の 97%

共通仮設費の 90%

現場管理費の 90%

一般管理費の 68%

- ・上記の各計算において、端数処理は行わない。
- ・低入札調査基準価格は予定価格の 75% から 92% の間で設定する。
- ・低入札調査基準価格に 10 万円未満の端数があるときは、その端数を切捨てる。

失格判断基準は次に掲げる額とし、いずれかに該当する場合は失格とする。

直接工事費の 70% 未満

共通仮設費の 50% 未満

現場管理費の 50% 未満

一般管理費の 30% 未満

- ・直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、工事の種類ごとに別表に基づき定める。
- ・1 つの工事で複数の工種を含み、それを工種毎に積算をしている場合は、各工種で算出して合計する。
- ・最低制限価格、低入札調査基準価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税を含まない。

2. 施行日

令和 7 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知する建設工事から適用する。

別表

工種			最低制限価格・低入札調査基準価格の算出に用いる工事費内訳				
			直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
土木工事	下記以外の土木工事		直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	鋼橋製作		直接工事費＋材料費＋製作費＋工場塗装費＋輸送費＋架設費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費	一般管理費等
	電気（一般工事）		直接工事費＋直接製作費（機器費×0.6）	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費（機器費×0.1）	現場管理費＋工場管理費（機器費×0.2）＋機器間接費	一般管理費等＋機器費×0.1
	電気（鉄塔・反射板工事）		架設工事原価の直接工事費＋工場塗装費＋鉄塔製作費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費（鉄塔製作費×0.3）	現場管理費＋工場管理費（鉄塔製作費×0.1）	一般管理費等
	機械設備		直接工事費＋直接製作費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋間接労務費	現場管理費＋工場管理費＋据付間接費＋設計技術費	一般管理費等
建築工事	建築（建築機械設備、建築電気設備を含む）		直接工事費×0.85	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋直接工事費×0.15	一般管理費等
	建築（昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とする工事）		直接工事費×0.8	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費＋直接工事費×0.2	一般管理費等
下水道工事	下水道電気設備 下水道機械設備		直接工事費＋機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋機器費×0.1	現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋機器費×0.2	一般管理費等＋機器費×0.1
水道・工業用水道工事	厚生労働省 水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表で積算した工事	土木工事	直接工事費	共通仮設費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
		電気設備※ 機械設備※	直接工事費＋機器費×0.6	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋機器費×0.1	現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋機器費×0.2	一般管理費等＋機器費×0.1
	経済産業省 工業用水道事業費補助金交付要領細則で積算した工事	土木電気設備 機械設備	直接工事費－材料費のうち管・弁・機械等の購入費相当額（以下、「管等購入費相当額」という）×0.4	共通仮設費積上分	共通仮設費率分＋管等購入費相当額×0.1	現場管理費＋管等購入費相当額×0.2	一般管理費等＋管等購入費相当額×0.1

用語の定義は、広島県土木工事標準積算基準書、公共建築工事積算基準、下水道用設計標準歩掛表、厚生労働省水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表及び経済産業省工業用水道事業費補助金交付要領細則による。

※印の工事は、下水道用設計標準歩掛表による。